

徳島県子どもの読書活動推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、徳島県子どもの読書活動推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本県において、すべての子供が豊かな心をはぐくみ、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力を養うため、子供の読書活動の意義や重要性について県民の理解・関心を高め、家庭、地域、学校の連携のもと県民総ぐるみで、子供が自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項について協議・提言等を行う。

- ① 子供の読書活動を推進するための社会的気運の醸成について
- ② 図書や読書に関するサービスの整備・充実について
- ③ 学校、家庭、地域、図書館などの社会教育施設、民間団体間の連携の構築について
- ④ その他徳島県子どもの読書活動推進計画について

(構成)

第4条 協議会は、次の者をもって委員15名以内で組織し、教育長が委嘱する。

- ① 学識経験者
- ② 教育関係者
- ③ P T A関係者
- ④ 図書館関係者
- ⑤ 民間関係者
- ⑥ 一般公募者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を総理し、協議会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会は、委員長がこれを招集し、会議を主宰する。

2 協議会は、適宜県教育委員会事務局職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、県教育委員会生涯学習課において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。